各 位

会社名 モーニングスター株式会社

(コード番号 4765)

(上場取引所 大証 ヘラクレス)

代表者 代表取締役 COO 朝倉 智也 開示責任者 取締役 CFO 小川 和久

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成19年3月23日開催予定の第10期定時株主総会に、下 記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化の備え、定款第2条(目的)に事業目的項目を追加し、併せて一部文言の修正を行うものであります。
- (2) 当社の親会社であるSBIホールディングス株式会社の事業年度の末日が毎年3月31日であること、当社の子会社・関連会社のなかに毎年3月31日を事業年度の末日としている会社があることを勘案し、経営成績をより適切に比較・管理できる決算期へ変更し、効率的な業務執行を行うために当社の事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までとするよう変更案第34条に変更するものであります。
 - また、現に進行中の第 11 期事業年度は、平成 19 年 1 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの 1 年 3 ヶ月間とする旨の附則第 2 条を新設するものであります。
- (3) インターネットの普及を考慮して、公告期間中に公告事項を継続して掲載することにより 閲覧の利便性を高めるため、電子公告制度を採用するよう、変更案第 5 条(公告方法)に 変更するものであります。
- (4) 各事業年度における取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を1年とするよう、変更案第18条(取締役の任期)に変更するものであります。
 - また、本定時株主総会において選任された取締役の任期は、第11期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする旨の附則第1条を新設するものであります。
- (5) 「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」 (平成17年法律第87号。以下「整備法」という。)、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)、及び「会社計算規則」平成18年法務省令第13号)が、平成18年5月1日に施行されたことなどに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。
- ① 会社法の施行により端株制度が廃止され、また、当社には現在発行されている端株は存在しないため、変更案第8条(株主名簿管理人)、変更案第9条(株式取扱規則)及び変更案第35条(剰余金の配当等)のとおり、定款から端株に関する規定を削除するものであります。
- ② 株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう、変更案第 13 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示)を新設するものであります。
- ③ 会社法第370条の定める取締役会のいわゆる書面決議を可能とし、取締役会を機動的に運営するために、変更案第21条(取締役会の決議の方法)第2項を新設するものであります。
- ④ 会社法の施行により新たに制度が導入されたことに伴い、社外監査役の適任者を招聘することができるようにすると共に、社外監査役が期待された役割を果たすことができるよう

にするため、社外監査役との間で責任限定契約を締結することができるよう、変更案第33条(監査役の責任免除)第2項を新設するものであります。

⑤ 剰余金の配当等を取締役会の決議により機動的に実施することできるよう、変更案第 35 条(剰余金の配当等)に変更する。なお、変更案第 35 条第 1 項の規定変更は、第 11 期事業 年度に関する定時株主総会終結後からその効力を生じる旨の附則第 3 条を新設するもので あります。

また、当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする変更案第35条2項の規定は、平成19年4月1日からその効力を生じる旨の附則第4条、当会社は取締役会の決議により、平成19年6月30日を基準日として、第11期事業年度に関する中間配当を行うことができる旨の附則第5条、及び、変更案第35条第1項の規定変更が効力を生じるまでの間、当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる旨の附則第6条を新設するものであります。

⑥ 会社法、整備法の施行に伴い、新たに定款に定めがあるものとみなされている事項について、明文の規定を設けるため、変更案第4条(機関)及び変更案第7条(株券の発行)を新設する。

その他、会社法の用語、規定に合わせて所要の変更を行うとともに、項目の追加、表記の変更を含めた条文の整理及び一部の字句の整備を行うものであります。

なお、現行定款第24条1項及び第34条を変更案第24条第1項及び変更案第33条第1項のとおり変更いたしますが、当該変更は、会社法施行前における取締役及び監査役の責任についても取締役会の決議によって免除することができることを含むものとする趣旨であります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程(予定)

(1) 定款変更のための株主総会開催日 : 平成19年3月23日(金)

(2) 定款変更の効力発生日 : 平成19年3月23日(金)

以上

モーニングスター株式会社: http://www.morningstar.co.jp/ 管理部

電話: 03 (6229) 0810 ファクシミリ: 03-3589-7963 メール: mstar@morningstar.co.jp

(下線部分は変更箇所であります)

			(上)
	現行定款		変更案
	第1章 総 則		第1章 総 則
(幸中)	VA 〒 → 小□ ▽1	(茶甲)	N1 T → Nr V.1
(商号)		(商号)	(-17 (-a)) · · · ·)
第1条	当会社は、モーニングスター株式会社と	第1条	(現行どおり)
	称し、英文では、Morningstar Japan K. K.		
	と表示する。		
(🖂 44.)	C 1X/11 y Wo	(🗆 44)	
(目的)		(目的)	
第2条	当会社は、次の事業を営むことを目的と	第2条	
	する。		
1	金融情報に関する雑誌、新聞、報告書(イ	1	(現行どおり)
1		1	(元1) こわり)
	ンターネットを利用した配布を含む。)		
	並びにディスク及びシーディーロム等		
	のソフトウエアの設計、開発、製作、販		
	売及び輸出入		
2	インターネット・ホームページ等を利用	2	金融情報の提供、金融情報に関するコ
	した金融情報提供サービス		ンサルティングおよびセミナー業務
3	広告・宣伝の情報媒体の企画・売買並び	3	(現行どおり)
9			(901) 540 77
	に広告代理店業務		
4	資産運用に関するコンサルティング業	4	資産運用 <u>および管理</u> に関する <u>情報の提</u>
	務		供、コンサルティングおよびセミナー
	1/3		<u>業務</u>
_		_	
5	投資の広報業務の受託及び経営に関す	5	(現行どおり)
	るコンサルティング業務		
6	各種印刷物の制作、出版、販売	6	書籍・雑誌その他各種出版物及び電子
			出版物の企画・制作、出版、販売およ
			びその代行
7	映像ソフトの企画、制作	7	(現行どおり)
	(新設)	8	ライフプランに関する情報の提供、コ
	(/// BA/)		ンサルティングおよびセミナー業務
	(due = m)	_	
	(新設)	9	IRに関する情報の提供、コンサルテ
			ィングおよびセミナー業務
	(新設)	10	株価指数に関する情報の提供、コンサ
	(VI) BA/	<u> </u>	ルティングおよびセミナー業務
	/ 		
	(新設)	<u>11</u>	生活情報に関する情報の提供、コンサ
			<u>ルティングおよびセミナー業務</u>
	(新設)	<u>12</u>	マーケティングに関する情報の提供、
	VVIBA/		コンサルティングおよびセミナー業務
	/ Japan 17 \	4.5	
	(新設)	<u>13</u>	インターネットに関する情報の提供、
			コンサルティングおよびセミナー業務
	(新設)	14	投資信託の組成および運用に関する情
	(A71 BX)		
			報の提供、コンサルティングおよびセ
			ミナー業務
	(新設)	<u>15</u>	投資顧問業
	(新設)	16	生命保険代理業
	(新設)	<u>17</u>	損害保険代理業
	(新設)	<u>18</u>	コンピュータ、その周辺機器および関
		_	連機器ならびにそのソフトウェアの利
		l	用に関するサービスの提供ならびにコ

	現行定款		変更案
			ンサルティング業務
	(新設)	19	コンピュータ・システムの開発、設計、
			製作、販売、リース、賃貸および管理
	(新設)	<u>20</u>	インターネットを利用した通信販売業
			務および仲介
	(新設)	<u>21</u>	各種会議、展示会、イベントの企画・
			製作及び構成・演出・請負・運営
	(新設)	<u>22</u>	前各号に関する教育研修業務
8	前各号に付帯関連する一切の業務	23	(現行どおり)
	所在地)	(本店の	
第3条	当会社は、本店を東京都港区に置く。	第3条	(現行どおり)
		(機関)	
	(新設)	第4条	当会社は、株主総会及び取締役のほか、
			<u>次の機関を置く。</u>
		1	取締役会
		$\begin{array}{c} \frac{1}{2} \\ \frac{3}{4} \end{array}$	<u>監査役</u>
		3	監査役会
(1) H a	\ \dagger \dagger \ \dagger \dagger \ \dagger \ \dagger \ \dagger \ \dagger \d	_	<u>会計監査人</u>
(公告 <u>の</u>	=	(公告方	· · · · ·
第 <u>4</u> 条	当会社の公告は、日本経済新聞に掲載す	第 <u>5</u> 条	当社の公告方法は、電子公告とする。但
	る。		し、事故その他のやむを得ない事由に
			よって電子公告による公告をすること ができない場合は、日本経済新聞に掲
			載する。
	第2章 株 式		<u>戦する。</u> 第2章 株 式
第2章 株式 (発行する株式の総数)		(発行司	能株式総数)
第5条	<u> 当会社の発行する</u> 株式 <u>の</u> 総数は、	第6条	
31 <u>0</u> 7K	1,052,000 株とする。ただし、消却が行	31 <u>0</u> 2K	1,052,000株とする。
	われた場合には、これに相当する株式数		1,002,000 // 00
	を減ずる。		
(自己株	- <u> </u>		
第 <u>6</u> 条	当会社は、商法第211条ノ3第1項第2		(削除)
	号の定めにより、取締役会決議をもって		
	自己株式を取得することができる。		
		(株券の	発行)
	(新設)	<u>第7条</u>	当会社は、株式に係る株券を発行する。
(名義書換代理人)		(株主名	簿管理人)
第 <u>7</u> 条	当会社は、株式 <u>および端株</u> につき <u>名義書</u>	第 <u>8</u> 条	当会社は、株式につき株主名簿管理人
	<u>換代理人</u> を置く。		を置く。
2	<u>名義書換代理人</u> およびその事務取扱場	2	株主名簿管理人およびその事務取扱場
	所は、取締役会の決議によって選定す		所は、取締役会の決議によって選定 <u>し、</u>
	る。		これを公告する。
3	当会社の株主名簿(実質株主名簿を含	3	当会社の株主名簿(実質株主名簿を含
	む。以下同じ。)、端株原簿および株券喪		む。以下同じ。)、株券喪失登録簿の作
	失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱		成ならびに備置き、その他の株式に関
	場所に備え置き、株式の名義書換、端株		する事務は、株主名簿管理人に委託し、
	原簿への記載又は記録、実質株主通知の		当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、 株券喪失登録、端株の買取り、その他株 式および端株に関する事務は、名義書換 代理人に取扱わせ、当会社においてはこ

れを取扱わない。

(株式取扱規則)

第8条 当会社の発行する株券の種類、株式の名養書換、端株原簿への記載又は記録、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、端株の買取り、その他株式および端株に関する請求、届出の手続ならびに手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第<u>9</u>条 当会社は、毎<u>決算期</u>の最終の株主名簿に 記載または記録された議決権を有する 株主(実質株主を含む。以下同じ。)を もって、その<u>営業</u>年度に関する定時株主 総会において権利を行使すること<u>の</u>で きる株主とする。

2 前項のほか、必要がある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第<u>10</u>条 当会社の定時株主総会は、毎<u>決算期</u>の翌 日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総 会は、その必要がある<u>場合</u>に随時これを 招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき招集する。

(株主総会の招集者および議長)

第11条 株主総会の招集者および議長は、あらか じめ取締役会の定める取締役がこれに あたる。当該取締役に事故あるときは、 あらかじめ取締役会の定めた順序によ り、他の取締役がこれに代わる。

(新設)

(決議の方法)

第<u>12</u>条 株主総会の決議は、法令または定款に別 段の定めがある場合を除き、出席した株 主の議決権の過半数をもって行う。

2 <u>当会社の株主総会における商</u>法第<u>343</u>条 の定め<u>によるべき</u>決議は、<u>総</u>株主の議決 権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席 し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって これを行う。

(議決権の代理行使)

変更案

第9条 当会社の<u>株主および新株予約権者の権利行使の手続き、ならびに</u>株式<u>および新株予約権</u>に関する<u>取扱いおよび</u>手数料は、<u>法令または本定款のほか、</u>取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第10条 当会社は、毎<u>事業年度末日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その<u>事業年度</u>に関する定時株主総会において<u>株主の</u>権利を行使すること<u>が</u>できる株主とする。

(削除)

第3章 株主総会

(招集)

第<u>11</u>条 当会社の定時株主総会は、毎<u>事業年度</u> <u>末日</u>の翌日から 3 ヵ月以内に招集し、 臨時株主総会は、その必要がある<u>とき</u> に随時これを招集する。

2 (現行どおり)

(株主総会の招集者および議長) 第12条 (現行どおり)

(株主総会参考書類等のインターネット開示)

第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株 主総会参考書類、事業報告、計算書類 および連結計算書類(当該連結計算書 類に係る会計監査報告または監査報告 を含む。)に記載または表示をすべき事 項に係る情報を、法務省令に定めると ころに従いインターネットを利用する 方法で開示することができる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または定款に 別段の定めがある場合を除き、出席した 議決権を行使することができる 株主 の議決権の過半数をもって行う。

2 <u>会社</u>法第<u>309</u>条<u>第2項に</u>定め<u>る</u>決議は、 <u>議決権を行使することができる</u>株主の 議決権の3分の1以上を有する株主が 出席し、その議決権の3分の2以上を もってこれを行う。

(議決権の代理行使)

- 第<u>13</u>条 株主は、当会社の議決権を有する他の株 主を代理人として、その議決権を行使す ることができる。
 - 2 前項の場合、株主総会ごとに<u>その</u>代理権 を証する書面を当会社に提出しなけれ ばならない。

(議事録)

第14条 株主総会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行う。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第<u>15</u>条 当会社の取締役は、10名以内とする。 (取締役の選任)

第16条 取締役は株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、<u>総</u>株主の議決権の 3分の1以上を有する株主が出席し、そ の議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任<u>決議</u>は、累積投票によらな い。

(取締役の任期)

- 第<u>17</u>条 取締役の任期は、<u>就任後2</u>年内<u>の最終の</u> <u>決算期</u>に関する定時株主総会の終結の 時までとする。
 - 2 任期満了前に退任した取締役の補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期が満了<u>すべき</u>時までとする。

(代表取締役)

第<u>18</u>条 取締役会<u>の</u>決議によ<u>り</u>、代表取締役を<u>定</u> める。

(取締役会の招集者および議長)

- 第19条 取締役会の招集者および議長は、あらかじめ取締役会が定める取締役がこれにあたる。当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。
 - 2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第<u>20</u>条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席<u>した</u>取締役の過半数をもって行う。

変更案

第<u>15</u>条 株主は、当会社の議決権を有する他の 株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権 を行使することができる。

2 前項の場合、<u>株主または代理人は、</u>株 主総会ごとに<u>、</u>代理権を証<u>明</u>する書面 を当会社に提出しなければならない。

(削除)

第4章 取締役<u>、代表取締役</u>および取締役会 (取締役の員数)

第16条

(現行どおり)

(取締役の選任)

- 第<u>17</u>条 <u>当会社の</u>取締役は株主総会<u>の決議によ</u> って選任する。
 - 2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる</u>株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 取締役の選任<u>について</u>は、累積投票に よらない<u>ものとする</u>。

(取締役の任期)

- 第<u>18</u>条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2 任期満了前に退任した取締役の補欠<u>と</u> して、または増員により選任された取 締役の任期は、他の在任取締役の任期 が満了する時までとする。

(代表取締役)

第<u>19</u>条 取締役会<u>は、そ</u>の決議によ<u>って</u>、代表 取締役を選定する。

(取締役会の招集者および議長)

第20条

(現行どおり)

2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができ、また、取締役および監査役全員の同意を得て招集の手続を省略することができる。

(取締役会の決議の方法)

第<u>21</u>条 取締役会の決議は、<u>議決に加わること</u> ができる取締役の過半数が出席し、出 席取締役の過半数をもって行う。

(新設)

(取締役会の議事録)

第21条 取締役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。

(取締役会規則)

第<u>22</u>条 取締役会に関する事項は、法令または定 款<u>に別段の定めがある場合を除き、</u>取締 役会<u>において</u>定める取締役会規則によ る。

(取締役の報酬および退職慰労金)

第<u>23</u>条 取締役の報酬<u>および退職慰労金</u>は、株主 総会の決議をもって定める。

(取締役の責任免除)

- 第<u>24</u>条 当会社は、取締役会の決議<u>をもっ</u>て、<u>商</u> <u>法第 266 条第 1 項第 5 号の行為に関する</u> 取締役の責任を法令の限度において免 除することができる。
 - 2 当会社は、社外取締役との間に、<u>商法第</u> 266条第1項第5号の行為に関する責任 を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任<u>の</u>限 度額は、100万円以上であらかじめ定め た金額と商法第266条第19項各号の金 額の合計額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数)

第25条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

- 第26条 監査役は株主総会において選任する。
 - 2 監査役の選任決議は、総株主の議決権の 3分の1以上を有する株主が出席し、そ の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第<u>27</u>条 監査役の任期は、就任後<u>4</u>年内の最終の 決算期に関する定時株主総会の終結の 時までとする。 変 更 案

当会社は、取締役が取締役会の決議の 目的である事項について提案した場合 において、当該提案について議決に加 わることができる取締役全員が書面ま たは電磁的記録により同意の意思表示 をし、かつ監査役が異議を述べないと きは、当該提案を可決する旨の決議が あったものとみなす。

(削除)

(取締役会規則)

第<u>22</u>条 取締役会<u>の運営その他</u>に関する事項<u>に</u> <u>ついては、法令または本定款のほか</u>、 取締役会<u>の</u>定める取締役会規則によ

(報酬等)

2

第23条 取締役の報酬<u>、賞与その他職務遂行の</u> 対価として当会社から受ける財産上の 利益(以下「報酬等」という)は、株 主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第24条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規 定により、取締役会の決議によって、同 法第 423 条第 1 項の取締役(取締役で あったものを含む)の責任を法令の限 度において免除することができる。
 - 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第<u>25</u>条 当会社の監査役は、<u>3 名以上</u>5 名以内と する。

(監査役の選任)

- 第<u>26</u>条 <u>当会社の</u>監査役は株主総会<u>の決議によ</u>って選任する。
 - 2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる</u>株主の議決権の3分の 1以上を有する株主が出席し、その議 決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第<u>27</u>条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了</u> する事業年度のうち最終のものに関す る定時株主総会の終結の時までとす

2 任期満了前に退任した監査役の補欠と して選任された監査役の任期は、退任し た監査役の任期が満了す<u>べき</u>時までと する。

(常勤の監査役)

第28条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。

(監査役会の招集通知)

第<u>29</u>条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、 緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第<u>30</u>条 監査役会の決議は、法令に別段の定めが ある場合を除き、監査役の過半数をもっ て決する。

(監査役会の議事録)

第31条 監査役会における議事の経過の要領お よびその結果については、これを議事録 に記載または記録し、出席した監査役が これに記名捺印または電子署名を行う。

(監査役会規程)

第32条 監査役会に関する事項は、法令または<u>本</u> 定款に<u>別段の</u>定め<u>がある場合を除き</u>、監 査役会<u>において</u>定める監査役会規程に よる。

(監査役の報酬および退職慰労金)

第33条 監査役の報酬<u>および退職慰労金</u>は、株主 総会の決議<u>をも</u>って定める。

(監査役の責任免除)

第34条 当会社は、取締役会の決議<u>をもっ</u>て、監 査役の責任を法令の限度において免除 することができる。

(新設)

第6章 計算

(営業年度および決算期)

第35条 当会社の<u>営業</u>年度は、毎年<u>1</u>月1日から 同年<u>12</u>月31日まで<u>とし、営業年度の末</u> 日を決算期とする。

(<u>利益</u>配当)

第36条 利益配当金は、毎決算期の最終の株主名 第35条

変更案

る。

任期満了前に退任した監査役の補欠と して選任された監査役の任期は、退任 した監査役の任期が満了<u>する</u>時までと する。

(常勤の監査役)

第28条 監査役会は、<u>監査役の中から</u>常勤の監 査役を1名以上選定する。

(監査役会の招集)

第 29条監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができ、また、監査役全員の同意を得て招集の手続を省略することができる。

(監査役会の決議方法)

第<u>30</u>条 監査役会の決議は、法令に別段の定め がある場合を除き、監査役の過半数を もって行う。

(削除)

(監査役会規程)

第 31 条 監査役会<u>の運営その他</u>に関する事項<u>に</u> <u>ついて</u>は、法令または<u>本</u>定款<u>のほか</u>、 監査役会<u>の</u>定める監査役会規程による。

(報酬等)

第32条 監査役の報酬<u>等</u>は、株主総会の決議<u>に</u> よって定める。

(監査役の責任免除)

第33条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規 定により、取締役会の決議によって、同 法第 423 条第 1 項の監査役(監査役で あったものを含む)の責任を法令の限 度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第<u>34</u>条 当会社の<u>事業</u>年度は、毎年<u>4</u>月1日から 翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第35条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459

現行定款	変更案	
簿に記載もしくは記録された株主また	条第1項各号に定める事項については、	
は登録質権者および毎決算期の最終の	法令に別段の定めがある場合を除き、	
端株原簿に記載または記録された端株	取締役会の決議により行うことができ	
<u>主</u> に <u>支払う</u> 。 (新設)	<u>る。</u> 2 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3	
(村良)	月 31 日とする。	
(新設)	3 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9	
(1/11/2)	月30日とする。	
(新設)	4 当会社は、前二項のほか、基準日を定	
Wiles	めて剰余金の配当をすることができ	
	<u> </u>	
(中間配当)		
第37条 当会社は、取締役会の決議により、毎年	(削除)	
6月30日の最終の株主名簿に記載もし		
くは記録された株主または登録質権者		
および同日の最終の端株原簿に記載ま		
たは記録された端株主に対し、商法第		
293 条 / 5 に定める金銭の分配(以下「中		
間配当金」という)を支払うことができ		
<u>る。</u> (除斥期間)	(除斥期間)	
第38条 利益配当金または中間配当金は、その支	第36条 剰余金の配当は、その支払開始の日か	
払開始の日から満3年を経過した時は、	ら満3年を経過した時は、当会社はそ	
当会社はその支払の義務を免れるもの	の支払の義務を免れるものとする。ま	
とする。また、利益配当金および中間配	た、剰余金の配当には利息を付さない。	
当金には利息を付さない。		
	附則	
(新設)	<u>第1条</u> <u>第18条の規定にかかわらず、平成19</u>	
	年3月23日開催の第10期定時株主総	
	会において選任された取締役の任期	
	は、第11期事業年度に関する定時株主	
	総会の終結の時までとする。なお、本 附則は、第11期事業年度に関する定時	
	株主総会終結後これを削除する。	
(新設)	第2条 第34条の規定にかかわらず、現に進行	
(WIBA)	中の第 11 期事業年度は、平成 19 年 1	
	月1日から平成20年3月31日までの	
	1年3ヶ月間とする。なお、本附則は、	
	第11 期事業年度に関する定時株主総会	
	終結後これを削除する。	
(新設)	第3条 第35条第1項の規定変更は、第11期	
	事業年度に関する定時株主総会終結後	
	からその効力を生じる。なお、本附則	
	は、第 11 期事業年度に関する定時株主	
(新設)	<u>総会終結後これを削除する。</u> 第4条 第35条第2項の規定変更は、平成19	
(77) DX /	第4末 第35 末第2 頃の焼皮変更は、平成 19 年4月1日からその効力を生じる。な	
	お、本附則は、同日付をもってこれを	
	削除する。	
(新設)	第5条 第35条第3項の規定にかかわらず、当	
	会社は、取締役会の決議により、平成	
	19年6月30日を基準日として、第11	
	期事業年度に関する中間配当をするこ	

現行定款	変更案
	とができる。なお、本附則は第11期事
(新設)	業年度終了後これを削除する。 第6条 当会社は、会社法第165条第2項の規
(VIII)	定により、取締役会の決議をもって同
	条第1項に定める市場取引等により自
	<u>己の株式を取得することができる。な</u> お、本附則は、附則第 3 条の規定によ
	り、第35条第1項の規定変更が効力を
	<u>生じた時にこれを削除する。</u>